

ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第27条の規定に基づき、アルコール関連犯罪の防止に関する指針（令和3年1月5日制定）の一部を次のとおり改正する。

令和4年8月15日

沖 縄 県 知 事 玉城 康裕
沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満
沖縄県公安委員会委員長 比嘉 梨香

アルコール関連犯罪の防止に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第27条の規定に基づき、県民、観光客等全ての人々が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる社会を実現するため、アルコール関連犯罪（刑罰法令に触れる行為又はそれに類する行為で、酒に酔っている者（アルコールの影響により正常な行為ができないおそれのある状態にある者）が行い、又は当該者に対して行われるものを行い、沖縄県飲酒運転根絶条例（平成21年沖縄県条例第38号）第2条第5号に規定する飲酒運転に係るものを除く。以下同じ。）の防止に関する方策を定め、その促進を図ることを目的とする。

2 運用方針等

- (1) この指針は、アルコール関連犯罪の防止に関して果たすべき責務や役割、連携事項等を明らかにするとともに、市町村、事業者等との連携強化を図り、アルコール関連犯罪及びその要因となる不適切な飲酒を防止するための方策を示すものである。
- (2) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 アルコール関連犯罪の防止方策

アルコール関連犯罪を防止するため、市町村、事業者等と相互に連携して、アルコ

ール関連犯罪に関連する20歳以上の者の多量飲酒、少年の飲酒等の不適切な飲酒を防止するため、次の方策の実施に努めるものとする。

(1) 相談支援等

ア 警察が取り扱った飲酒に絡む事件・事故、路上寝等の事案又は警察安全相談業務により把握した当事者やその関係者が、多量飲酒等の不適切な飲酒者であり支援を要する者である場合、犯罪防止の観点から相談支援を行う。

イ 地域におけるアルコール関連問題（アルコール健康障害（多量飲酒、少年の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害）及びこれに関連して生ずる暴力、虐待、自殺等の問題をいう。以下同じ。）の相談支援について、適切な相談、治療につなげるほか、回復支援機関や団体と連携した支援を行う。

ウ アルコール依存症者の理解促進等を図るため、アディクションフォーラム等を開催し、自助グループや回復支援機関利用者等と直に交流する場をつくり、アルコール依存症者への理解促進及び偏見の解消に取り組む。

エ 認知行動療法を中心とした薬物・アルコール依存症ショートケアを実施し、再飲酒防止などの回復支援に取り組む。

(2) 検挙、補導方策

多量飲酒、少年の飲酒等の不適切な飲酒に関連して生ずる粗暴事件、DV事案、路上寝に伴う路上横臥^{おうが}事故等は、沖縄県における安全で安心なまちづくりを実現するにあたり深刻な課題であることから、同種事案を覚知した際は、被害者等の保護対策を講じた上で、積極的な検挙活動又は少年補導活動を行う。

(3) 指導

飲酒に絡む事件・事故の被疑者、被害者、路上寝者等が多量飲酒等の不適切な飲酒者である場合は、再発防止のための指導を行う。

(4) 各種支援のための情報提供

ア 保健所への情報提供

警察が取り扱った飲酒に絡む事件・事故、路上寝等の事案又は警察安全相談業務により把握した当事者やその関係者がアルコール依存症が疑われる者等で、複雑又は困難なケースと認められ、医療機関と連携する必要がある場合は、当該者の同意を得た上で、その住所地を管轄する保健所長と協議して定めたところによ

り、当該者の住所、氏名、その他必要な事項を当該保健所長へ情報提供するよう努めるものとする。

イ 市町村への情報提供

前記(4)アのような医療的側面からの支援を要しないと思われる事案の場合であっても、多量飲酒等の不適切な飲酒から、今後アルコール関連犯罪に発展するおそれがあり、生活支援方策等の福祉的支援を必要とする者については、当該者の同意を得た上で、その住所地を管轄する市町村長と協議して定めたところにより、当該者の住所、氏名、その他必要な事項を当該市町村長へ情報提供するよう努めるものとする。

(5) 事業者等との連携

ア 酒類提供・酒類販売店との連携

多量飲酒、少年の飲酒等の不適切な飲酒者に対する酒類販売・酒類提供防止対策に関する取組として、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等の酒類販売店との連携強化、居酒屋、バー等の酒類提供飲食店との情報共有、各種連携を図ることで、不適切な飲酒者に対する飲酒の抑制又は飲酒の提供防止のための対策を講ずる。

イ 関係機関・団体相互の情報共有等

アルコール関連問題の相談支援に関わる機関・団体の役割を整理し、これらが相互に情報共有や協力体制を築くことで適切な相談や治療、回復支援につながるよう連携体制を構築する。

また、関係機関、団体との連携会議の開催、相談支援を行う者に対し研修等を実施する。

2 アルコール関連犯罪に関する広報啓発

飲酒に絡む犯罪の防止、少年の飲酒防止等の対策を図るため、広く県民等に対して、アルコール関連犯罪に繋がるおそれのある不適切な飲酒の防止、飲酒に伴うリスク等の周知を図るため、以下の方策等により広報活動及び啓発活動を行うものとする。

- (1) テレビ、ラジオ等のマスメディア、市町村の広報誌等の各種広報媒体の活用による多量飲酒や少年等の不適切な飲酒に伴う犯罪発生（犯罪の被害者となる場合を含む）のリスクの周知

- (2) 警察と事業者等との連携による警察が業務により取り扱った路上寝者のパネル展を事業者施設等で開催
- (3) アルコール関連犯罪防止ポスター、チラシ等による周知
- (4) アルコール関連犯罪防止講話、非行防止教室等の開催
- (5) 各種の啓発週間、講演会、イベント等様々な場における、多量飲酒、少年の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害と、これに起因する暴力、虐待、自殺等の社会問題に関する周知
- (6) 教育機関による周知
 - ア 不適切な飲酒が心身に及ぼす影響や犯罪との因果関係、関連性について正しく認識するため、小・中・高等学校における児童生徒の年齢に応じた教育による児童生徒の自己判断力の高揚
 - イ 児童生徒に対する効果的な指導を行うことを目的とした教職員等の知識の習得
 - ウ 家庭内飲酒防止対策の一環としての、保護者に対する啓発